

富山県内企業と副業・兼業人材の交流会事業業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

富山県内企業（以下「県内企業」という。）が自社の抱える経営課題を解決する際の一助となるよう、副業・兼業を含む多様な形態で首都圏等の高度な専門スキルを持つプロフェッショナル人材の活用を推進する必要がある。

しかし、県内企業では、副業・兼業人材の利用経験がない、もしくは利用経験はあるがうまく活用できない企業が多く、そのような企業の支援が必要である。

このため、県内企業と首都圏等の企業で本業を有し副業・兼業を希望する中核人材（以下「副業・兼業人材」という。）とのマッチングの促進を図る交流会を開催する。

2 業務概要

(1) 業務名

富山県内企業と副業・兼業人材の交流会事業

(2) 主な業務内容

富山県内企業と副業・兼業人材の交流会事業業務仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

(4) 契約上限額

金4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 実施スケジュール

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 質問書提出期限 | 令和8年4月10日（金） |
| (2) 質問回答期限 | 令和8年4月15日（水） |
| (3) 参加申込提出期限 | 令和8年4月17日（金） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和8年4月24日（金） |
| (5) 審査結果通知 | 令和8年4月下旬 |
| (6) 委託事業者決定・契約締結 | 令和8年4月下旬 |

4 プロポーザルの参加資格

本公募型プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての項目を満たしている者とする。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (6) 富山県の全ての県税に滞納がない者であること。

5 参加手続

(1) プロポーザルへの参加申込

本プロポーザルの参加を希望する場合は、参加申込書（様式1）を令和8年4月17日（金）17時まで（必着）に電子メールで提出すること。（必ず電話で到達を確認すること）

(2) 質問の受付等

① 本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式2）を令和8年4月10日（金）17時まで（必着）に電子メールで提出すること。（必ず電話で到達を確認すること）

受け付けた質問に対しては、4月15日（水）17時までに富山県人材活躍推進センターホームページで回答する。

② 以下の質問については、受け付けない。

ア 評価基準の配点に関する質問

イ 他の応募者に関する質問

ウ その他プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

6 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加を申し込んだ者は、別紙の「富山県内企業と副業・兼業人材の交流会事業業務仕様書」を踏まえ、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

次の①～④の書類（A4版）を電子メールにより提出すること。（必ず電話で到達を確認すること）

① 企画提案書（任意様式・A4版・6ページ以内）

企画提案書には、以下の内容を記載すること。

- ・業務実施方針
- ・実施概要
- ・実施フロー図
- ・実施までのスケジュール

② 事業者概要（様式3）

③ 経費見積書（任意様式・1ページ以内）

項目ごとに、実態に即しできるだけ詳細に明記すること。

④ 業務実施体制報告書

- ・任意様式、A4縦で1ページ以内
- ・責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制（再委託先を含む）など

(2) 提出期限

令和8年4月24日（金）17時（必着）

7 審査方法及び審査結果

(1) 審査方法

企画提案書等による書面審査により、総合的に最も優れた提案をした業者を委

託候補者として選定する。

※必要に応じて、企画提案書の内容について説明を求める場合がある。

(2) 審査の観点

① 事業実施概要・内容の充実、効果

- ・事業趣旨に合致した企画内容となっているか
- ・内容がわかりやすく、充実し効果的な提案であるか
- ・業務内容の質、量ともに委託金額に見合ったものとなっているか

② 実施体制・スケジュール

- ・業務を円滑かつ確実に遂行できる実施体制が整っているか
- ・作業手法、日程等を明確に示し、確実に業務を遂行できる工程であるか

(3) 結果通知

審査結果は、後日プロポーザル参加者に直接通知するとともに、富山県人材活躍推進センターホームページで公表する。

なお、審査結果に対する異議申立てや選定理由等に関する質問は受け付けない。

8 契約

審査により選定した委託候補者とは、内容を別途協議のうえ契約を締結する。ただし、必要な契約条件に合致せず、調整が整わない場合、契約締結を行わないことがある。この場合、次点者と契約締結について協議する。

9 その他

(1) 企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

(2) 次に掲げるものの提案は、無効とする。

- ① 所定の日時まで提出しなかったもの
- ② 本企画提案に関する条件、またはあらかじめ指示した事項に違反したもの
- ③ 企画提案書等に虚偽の記載をしたもの

(3) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権（知的財産権）は、富山県に帰属するものとする。

(4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らしましまたは自己の利益のために利用してはならない。委託業務の終了後も同様とする。

(5) 受託者は、原則として業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ富山県人材活躍推進センターと協議し、富山県人材活躍推進センターが認めた場合に限り第三者へ委託、または請け負わせることができる。

10 提出・問合せ先（事務担当）

富山県人材活躍推進センター 企画管理部

〒930-0805 富山市湊入船町9番1号とやま自遊館2階

Mail : info★job-suishin.ne.jp（★を@に変えてご対応ください）

TEL : 076-411-9153